

東京都北区議会

平成 20 年第 3 回定例会で可決した意見書

- 地方消費者行政の拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を求める意見書
- 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議の実行を求める意見書
- 「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書
- ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書
- 介護保険の改定に関する意見書
- 都市部住宅密集地域における地上デジタル化対応に関する意見書
- 捜査における取り調べの適正化と可視化を求める意見書

地方消費者行政の拡充に必要な法制度の整備及び
財政措置を求める意見書

近年、消費者を取り巻く様々な分野で消費者被害が相次いでいる。このような中、政府は、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため、消費者行政推進会議を設置した。

消費者行政推進会議の取りまとめにおいては、一元的な相談窓口の設置や消費者庁の設置などとともに、地方自治体の消費生活センターを法的に位置付け、国は相当の財源確保を措置するなど地域の現場の体制を強化することなどが提言されている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、地方消費者行政を拡充するため、左記事項について求める。

記

一、被害情報の集約体制を強化し国と地方のネットワークを構築し、消費者の苦情相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費生活センターの設置、業務、機能などを法的に位置付け、これに必要な法制度を整備すること。

二、地方消費者行政の体制・人員・予算を拡充・強化するための財政措置をとること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	鳩山邦夫
消費者行政推進担当大臣	野田聖子

義務教育費国庫負担制度の堅持を求めめる意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る上で極めて重要な制度として、わが国の教育の発展に大きな役割を果たしており、現行教育制度の根幹をなすものである。

学校教育は、多くの職種の職員が協力しあって成立している。事務職員及び栄養職員も、学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、学校運営上欠くことのできない大切な担い手である。

国の財政的な保障が担保されなければ、教育条件の地域格差をもたらし、義務教育の機会保障、水準維持が困難となり、憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反すると言わざるを得ない。義務教育の確保は、国の責任で行われるべきであり、これを実質的に担保しているのは、義務教育費国庫負担金である。よって、本区議会は政府に対し、教育に対する必要な財源の安定的確保を図り、子どもたちの健全な育成のため、学校事務職員・栄養職員の給与費負担の適用除外をすることなく、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

総務大臣 鳩山邦夫 殿

財務大臣 中川昭一 殿

文部科学大臣 塩谷立 殿

独立行政法人都市再生機構法案に対する附帯決議の実行を
求める意見書

独立行政法人都市再生機構は、都市再生機構賃貸住宅において「継続家賃改定ルール」に従って決定される家賃改定を平成二十一年四月一日に行うことを予定している。

国会では独立行政法人都市再生機構法案審議の際、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免については居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること。」と附帯決議されている。

また、低所得者、高齢者等の居住の安定を図るため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」も成立し、都市再生機構賃貸住宅も公的賃貸住宅として位置づけられた。

本区内の都市再生機構賃貸住宅には多くの区民が居住している。居住者の高齢化と低所得化が進む中、公的賃貸住宅の家賃が値上げされることにより、居住者がいつそうの生活不安を抱かないよう万全の措置を講じることが不可欠である。

よって、本区議会は政府に対し、独立行政法人都市再生機構法案に対する国会決議の趣旨を踏まえ、高齢化と収入低下が著しい居住者の安定を図るための万全の措置を講ずるよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

内閣総理大臣

麻生太郎 殿

国土交通大臣

金子一義 殿

「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書

現在、日本社会においては、急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもとより、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せている。また、近年の構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野に格差が生じ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、労働環境を取り巻く新たな社会問題が顕在化し、今や日本全国に広がる共通の課題となっている。

こうした中、自ら出資し、組織を協同で経営し、自ら働き、地域の課題を地域住民自身が解決する「協同労働」が注目され始めている。

しかしながら、日本では、社会的認知や理解も低く、こうした法的根拠がないことから、社会保険の適用を受けられずに、不安定な活動とならざるを得ない状況にある。

地域に根ざした、住民による住民主体のまちづくりを創造するこの「協同労働」は、働くこと、生きることに困難を抱える人々が、社会連帯の中で仕事をつくりだし、社会への参加の道を開くものである。「協同労働の協同組合」は、地域の再生、地域の公的サービスを自ら主体的に担うときなど、大きな力を発揮するものと期待されている。

すでに欧米では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方として、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法整備がなされている。また、日本においても、国会での法制化の検討が始まっている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、社会の実状を踏まえ、就労の創出や地域の再生への有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	鳩山邦夫
厚生労働大臣	舛添要一
経済産業大臣	二階俊博

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV 1）
関連疾患に関する意見書

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV 1）とは、致死率が高い成人T細胞白血病（ATL）や、排尿、歩行障害を引き起こすHTLV 1関連せき髄疾患（HAM）の原因ウイルスである。ウイルスを体内に持っている人（キャリア）は全国で二百二十万人に上ると推定され、ATLで年間約千人が命を落とし、HAM発症者は激痛やまひ、歩行障害に苦しんでいるが、いまだに根本的な治療法は確立されておらず、歩行障害に苦しんでいる。このウイルスは輸血や性交渉により、また母乳を介して母親から感染する。このうち輸血による感染防止のために、献血時の抗体検査が昭和六十一年十一月から導入され、新たな感染はほぼなくなつた。

このウイルスの特徴は、発症するまでに四十年から六十年と期間が長いことである。そのため、自身自身がキャリアであると知らずに子どもを産み育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染をさせてしまったことを知らされるケースがある。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せない。一部自治体では、妊婦健康診査時に抗体検査を実施し、陽性の方には授乳指導を行い、感染拡大を抑制している。

HAMについては平成二十一年度から難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定されることになつたが、今後、治療法の確立へ向けて研究促進に大いに期待する。

よつて、本区議会は政府に対し、ヒトT細胞白血病ウイルス1型関連の疾患の予防、感染の拡大防止を推進するため、左記の項目について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 一、妊婦健康診査にHTLV 1抗体検査を実施すること。
- 一、潜在患者の把握など実態調査を行なうこと。
- 一、医療機関等へのHTLV 1に関する情報を周知徹底すること。
- 一、治療研究の促進およびワクチンの開発を行なうこと。
- 一、ウイルス感染者の相談体制の充実を図ること。
- 一、発症者への支援、福祉対策を推進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

内閣総理大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿

介護保険の改定に関する意見書

平成十二年に創設された介護保険制度は、来年度、三回目の改定を迎える。

この間、利用者からは、介護保険料や利用料負担の軽減をはじめ、高齢者の生活を支えられる十分な認定やサービスの提供、更に、施設介護の整備促進等の要望が寄せられている。

また、事業者からは、安定した施設運営や人材確保のための介護報酬引き上げなどが切実な課題となっている。

言うまでもなく、介護保険制度の目的は、高齢者の人権を保障し、その人らしい生活や人間的発達を支援し、保障することであり、介護の社会化をめざすことにある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、介護保険の改定にあたり、左記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一、介護報酬の引き上げが保険料の値上げにつながるよう、計画的に国庫負担の割合を引き上げること。
- 一、人材確保のための処遇改善については、利用料の値上げにつながらないよう、一般財源で手当てすること。
- 一、障害者福祉との統合は行わないこと。
- 一、要介護認定の改善や給付内容を充実すること。
- 一、療養病床再編の見直しを行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	舛添要一	殿

都市部住宅密集地域における地上デジタル化対応に
関する意見書

二〇一一年七月二十四日のアナログテレビ放送の終了、地上デジタルテレビ放送への移行に、地方自治体は当然のことながら当該住民もその対応が迫られている。国（総務省）では、相談窓口の設置を含め円滑な移行のための所要の措置を講じているところである。

主として山間地域に対する「受信障害対策中継放送を行う放送局」開設に対する緩和策、「電波遮へい対策事業費等補助制度」などがそれであるが、本区のように都市部で住宅密集地域に対する対応については不十分と言わざるを得ない。

本区内では、今日まで建設主体の公私の別なく中高層建築物によるテレビ電波受信障害に対しては、原因者がテレビ電波共聴設備を設置し、それを「テレビ共聴組合」などの住民組織に委譲して、当該住民が費用負担も含め保守・管理を行ってきたところである。現在、「二〇一一年」対応のため本区内にある「テレビ電波共聴組合」は、既設の共聴設備の今後に重大な不安を抱いている。加盟世帯数にもよるが、約三百世帯が加盟する共聴組合では、共聴設備を撤去する場合一千万円、既設設備のデジタル化改修でも五百万円程度が必要と言われている。

よって、本区議会は政府に対し、テレビ電波の地上デジタル化に向けた施策について、都市部住宅密集地域に対し既定の制度の活用も含め、所要の措置を講じるよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

内閣総理大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 鳩山邦夫 殿

捜査における取り調べの適正化と可視化を求める意見書

平成二十一年五月までに実施される裁判員制度は、国民の感覚を裁判の内容に反映するとともに、国民の司法に対する理解と信頼を深めるために行われる司法制度改革の重要な柱である。

裁判員制度の実施は、半年後に迫っていることから、国民の理解と関心を深めるとともに、幅広い国民の参加を可能とするため、広報活動の展開や裁判員として参加しやすい環境整備など、実施に向けたきめ細かい対応が課題となっている。

また、裁判員制度は、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判において、裁判官とともに犯罪を裁く制度であることから、裁判員となる国民の不安と負担を軽減するため、分かりやすく、負担の少ない迅速な裁判手続きの実現など、制度運用上の工夫が求められている。

こうした中、検察庁は、被疑者に対する取り調べを録画・録音する取り調べの一部可視化を試行中だが、これはむしろ冤罪を生み出すことになる。すでに参議院では本年六月三日に、「取り調べの可視化」のための刑事訴訟法の一部を改正する法律案が可決成立している。

取り調べの可視化は、供述調書における自白の任意性や信用性についての迅速かつ的確な判断に資するとともに、「松川事件」志布志事件」をはじめ、痴漢冤罪事件等に見られる冤罪の原因となる違法・不当な取り調べによる自白の強要の防止にも有効な方策とされている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、捜査における取り調べの適正化と「可視化」を実現するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十月十日

東京都北区議会議長 池田博一

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
法務大臣	森生英介
国家公安委員会委員長	佐藤勉
警察庁長官	吉村博人